

太宰府市民遺産ロゴ・マーク使用に関する規定

(趣旨)

第1条 この規定は、太宰府市民が未来の市民に守り伝えていきたい文化遺産を、それに纏わる物語とともに自立した活動によって支え認め合う太宰府市民遺産について、広く普及するために図案化したロゴ・マーク（以下、「ロゴマーク」という。）【図1・2】の使用に関して必要な事項を定める。



図1



図2

(ロゴマークの権利)

第2条 ロゴマークデザインの一切の権利は、太宰府市景観・市民遺産会議（以下、「会議」という。）に帰属する。ただし、木うそ像については、太宰府天満宮が権利を有しているため、太宰府天満宮の承諾無く改変ならびに転載使用することはできない。

(使用上の遵守事項)

第3条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 認定を受けた太宰府市民遺産以外のものならびに、認定された太宰府市民遺産を普及する目的で作成される広告物（のぼり、パンフレット等）以外へ使用してはならない。認定された太宰府市民遺産を普及する目的で作成される広告物には、必ず広報しようとする認定された太宰府市民遺産名称を、太宰府市民遺産ロゴ・マークと同等ないしはそれ以上の判読できる大きさの文字で併記すること。
- (2) 承認された使用目的以外に使用してはならない。
- (3) 第三者に権利を譲渡又は賃貸してはならない。
- (4) 会議が定めたロゴマークの意匠について、色、縦横比を守った拡大縮小、形等を正しく使用するものとし、向きの上下左右の転回や、変形・変色してはならない。【図1・2】
- (5) 商標権、意匠権等の知的財産権を取得してはならない。
- (6) その他、議長が必要と認めた指示条件に従わなければならない。

(使用の申請)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下、「使用者」という。）は、太宰府市景観・市民遺産会議議長（以下、「議長」という。）に対し、「太宰府市民遺産ロゴ・マーク使用承認申請書」【様式第1号】（以下、「申請書」という。）を提出するとともに、次の書類を添付するものとする。

- (1) 企画書(ロゴマークを使用しようとする事業の内容や具体的な使用方法が分かるもの)
- (2) その他、議長が必要と認めるもの

(申請の省略)

第5条 前条の規定に関わらず、次の各号に該当するときは、使用の申請を省略することができる。

- (1) 報道機関が報道のために使用するとき。
- (2) 太宰府市民遺産に認定されている景観・市民遺産育成団体(以下、「育成団体」という。)が、認定された太宰府市民遺産を普及する事業にて使用するとき。
- (3) 太宰府市が使用するとき。
- (4) その他、議長が認めたとき。

(使用の承認)

第6条 議長は、申請書を受理した場合は、その内容を速やかに審査し、承認するときは、「太宰府市民遺産ロゴ・マーク使用承認通知書」【様式第2号】(以下、「通知書」という。)により、申請者に対し通知するものとする。なお、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しないものとする。

- (1) 太宰府市民遺産ならびに会議の信用又は品位を害すると認められるもの。
- (2) 法令及び公序良俗に反する、又はその恐れがあるもの。
- (3) 政治、宗教、思想等のための活動であるもの。
- (4) 個人的シンボルマークおよび商標または意匠とするなど、独占的に使用し、または使用する恐れがあると認められるもの。
- (5) 品質、性能等について、公的機関の認定等が必要な製品に使用する場合において、当該認定等が得られていないもの。
- (6) その他、議長が承認することが不適切と認めるもの。

(使用状況の確認)

第7条 承認に関わる物件等の成果物は速やかに一部を、会議宛提出すること。ただし、成果物の提出が困難と認められるものについては、使用状況の写真をもって代えることができる。

(使用差し止め・取り消し)

第8条 議長は、申請書の内容に虚偽があると認められるとき、又は本規定第6条の規定に該当すると認められるときは、その承認を差し止め、取り消すことができる。

2. 議長は前項の規定により承認を取り消されたものに対し、その承認に関わる物件の使用を停止し、及び回収を求める等適切な措置を講ずることができる。

3. 議長は承認を得ずにロゴマークを使用又は使用しようとしているものに対し、その承認に関わる物件を停止し、及び回収を求める等適切な措置を講ずることができる。

4. ロゴマーク等の使用の取り消し、停止等に要する使用物件の回収費等は、使用者が負担することとする。

5. 前項の使用の取り消し、使用停止等は、その理由を明記した「太宰府市民遺産ロゴマーク使用承認取消書」【様式第3号】(以下、「取消書」と記載)により通知する。

6. 前項までの理由により使用取消しを行ったことで生じる損失(損害)等について、本会議は、一切責任を負わない。

(申請内容の変更)

第9条 承認を受けた使用者が、承認内容について変更、または中止しようとするときは、「太宰府市民遺産ロゴマーク使用変更申請書」【様式第4号】(以下、「変更申請書」という。)にて速やかに議長に申請し、その指示に従わなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2. 議長は、前項における「変更申請書」が提出された場合は、その内容を審査し、適当と認められるとき、「太宰府市民遺産ロゴマーク使用変更承認通知書」【様式第5号】(以下、「承認通知書」という。)により、申請者に対し通知するものとする。

(使用料)

第10条 ロゴ・マーク使用料は、無料とする。

(損失補償等の責任)

第11条 会議は、ロゴマークの使用によって申請者に損失が発生したときの補償等について一切の責任を負わない。

2. 会議は、申請者が、ロゴマークを使用するに際しての一切の費用を負わない。

(補則)

第12条 この規定に定めるものの他に必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

附則

この規定は、平成23年11月20日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

平成 年 月 日

太宰府市民遺産ロゴマーク使用承認申請書

太宰府市景観・市民遺産会議
議長 西山徳明 様

団体名
代表者 印
住所 〒

担当者
連絡先 () - -

下記目的により、太宰府市民遺産のロゴマークを使用したいので、申請します。また、申請にあたっては、「太宰府市民遺産ロゴマークの使用に関する規定」の内容に同意します。

記

使用物件

使用目的

使用内容

使用期間

平成 年 月 日 ~平成 年 月 日

特記事項

- ※ 事業の内容や具体的な使用方法がわかる企画書等を添付してください。
- ※ 使用物件が完成しましたら、速やかに写真またはコピーを提出してください。

(下記には記入しないでください)

提出書類提出日

企画書 年 月 日

成果物（原本、コピーまたは写真） 年 月 日

様式第2号（第6条関係）
平成 年 月 日

太宰府市民遺産ロゴマーク等使用承認通知書

様

太宰府市景観・市民遺産会議
議長 西山徳明

平成 年 月 日付けで申請のありました太宰府市民遺産ロゴマークの使用につきまして、承認したので通知します。

記

承認番号 第 号

使用物件

使用目的

使用内容

使用期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

特記事項

留意事項

- (1) 「太宰府市民遺産ロゴマークの使用に関する規定」に基づき使用すること。
- (2) 承認した内容を変更し、又は中止しようとするときは、直ちに議長に報告し、その指示に従うこと。
- (3) 承認された内容に虚偽があるときや、「太宰府市民遺産ロゴマークの使用に関する規定」に定める使用の対象にはならない要件に該当する時は、その承認を取り消すことがある。
- (4) 承認に関わる物品等の成果物は速やかに1部を提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。

様式第3号（第8条第5項関係）
平成 年 月 日

太宰府市民遺産ロゴマーク使用承認取消書

様

太宰府市景観・市民遺産会議
議長 西山徳明

平成 年 月 日付で承認した承認番号第 号の太宰府市民遺産ロゴマークの使用につきましては、承認を取り消します。

承認取消理由

様式第4号（第9条1項関係）
平成 年 月 日

太宰府市民遺産ロゴマーク使用変更申請書

太宰府市景観・市民遺産会議
議長 西山徳明 様

団 体 名
代 表 者 印
住 所 〒

担 当 者
連 絡 先 () - -

承認番号第 号で承認を受けた、太宰府市民遺産ロゴマークの使用について、下記のとおり内容を変更したいので、申請します。

記

変 更 前

変 更 後

※企画書（レイアウト、スケッチ原稿等など具体的な使用方法がわかるもの）を添付してください。

様式第5号（第9条2項関係）
平成 年 月 日

太宰府市民遺産ロゴマーク使用変更承認通知書

様

太宰府市景観・市民遺産会議
議長 西山徳明

平成 年 月 日付けで申請のありました、太宰府市民遺産ロゴマークの使用の変更につきまして、承認したので通知します。

記

承認番号 第 号

変更前

変更後

留意事項

- (1) 「太宰府市民遺産ロゴマークの使用に関する規定」に基づき使用すること。
- (2) 承認した内容を変更し、又は中止しようとするときは、直ちに議長に報告し、その指示に従うこと。
- (3) 承認された内容に虚偽があるときや、「太宰府市民遺産ロゴマークの使用に関する規定」に定める使用の対象にはならない要件に該当する時は、その承認を取り消すことがある。
- (4) 承認に関わる物品等の成果物は速やかに1部を提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。